



交通松前

令和4年11月9日
松前警察署
地域・交通課 交通係

自転車安全利用五則の改正



11月1日から改正になりました。
雪が降るまで自転車に乗るという方は、改めて確認していただき、交通事故に遭わないようにしましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

昨年の統計では、11月、12月も自転車が当事者となる交通事故は道内で発生しています。



自転車での交通事故は**大けが**に繋がります。

しっかり**安全確認**をして、交通事故に遭わないようにしましょう。